

医療的ケア児への支援の充実を図り、障がい特性に関わらず地域で安心して暮らし育つことができる環境整備を進めるため、令和6年度障がい福祉サービス等報酬改定において、医療的ケア児関連の加算について、以下のとおり新設・見直された。

## ◆児童発達支援・放課後等デイサービス

### 令和5年度まで

#### 基本報酬

【1日単位での設定】

（例）児童発達支援事業所の場合

- 医療的ケア児（判定スコアで32点以上）の場合  
2,404～2,885単位/日（※1）
  - 医療的ケア児（判定スコアで16点以上）の場合  
1,404～1,885単位/日（※1）
  - 医療的ケア児（判定スコアで3点以上）の場合  
1,071～1,552単位/日（※1）
- 等

（※1）利用定員に応じて単位設定

#### 看護職員加配加算（Ⅰ・Ⅱ）

医療的ケア児やその家族の状況及びニーズに応じて必要な支援を受けることができるよう、看護職員の加配を行っている場合に算定

- 看護職員加配加算Ⅰ：80単位～400単位/日（※2）
  - 看護職員加配加算Ⅱ：160単位～800単位/日（※2）
- （※2）定員・医療的ケア判定スコア等に応じて単位設定

#### 医療連携体制加算（Ⅳ・Ⅴ）

看護職員が事業所を訪問し、医療的ケアを必要とする障がい児に対して看護を行った場合等に算定

- 医療連携体制加算（Ⅳ）：400～800単位/日（※3）
  - 医療連携体制加算（Ⅴ）：800～1,600単位/日（※3）
- （※3）人数・時間に応じて単位設定

#### 医療連携体制加算（Ⅶ）

喀痰吸引等が必要な障がい児に対して、認定特定行為業務従事者が、医療機関との連携により喀痰吸引等を行った場合に算定

- 医療連携体制加算（Ⅶ）：100単位/日

### 令和6年度以降

#### 基本報酬【見直し】

【下限の設定・時間区分の創設】

- ①30分以上～1.5時間以下 ②1.5時間超～3時間以下 ③3時間超～5時間以下  
（例）児童発達支援事業所の場合

- ①●医療的ケア児（判定スコアで32点以上）の場合：2,493～2,933単位/日（※1）
- ①●医療的ケア児（判定スコアで16点以上）の場合：1,477～1,917単位/日（※1）
- ①●医療的ケア児（判定スコアで3点以上）の場合：1,139～1,579単位/日（※1）
- ②●医療的ケア児（判定スコアで32点以上）の場合：2,505～2,959単位/日（※1）
- ②●医療的ケア児（判定スコアで16点以上）の場合：1,489～1,943単位/日（※1）
- ②●医療的ケア児（判定スコアで3点以上）の場合：1,151～1,605単位/日（※1）
- ③●医療的ケア児（判定スコアで32点以上）の場合：2,529～3,012単位/日（※1）
- ③●医療的ケア児（判定スコアで16点以上）の場合：1,513～1,996単位/日（※1）
- ③●医療的ケア児（判定スコアで3点以上）の場合：1,175～1,658単位/日（※1）。

#### 看護職員加配加算（Ⅰ・Ⅱ）

現行どおり

#### 医療連携体制加算（Ⅳ・Ⅴ）

現行どおり

#### 医療連携体制加算（Ⅶ）【見直し】

喀痰吸引等が必要な障がい児に対して、認定特定行為業務従事者が、医療機関との連携により喀痰吸引等を行った場合に算定

- 医療連携体制加算（Ⅶ）：**250単位/日**

# 医療的ケア児関連の障がい福祉サービス等報酬改定について（障がい児支援関係）

## ◆児童発達支援・放課後等デイサービス

令和5年度まで

送迎加算

居宅等と事業所等との間の送迎を行った場合に算定  
（児童発達支援センター、主として重症心身障がい児を支援する事業所以外）

- 送迎加算（障がい児）：54単位/回
- 送迎加算（医療的ケア児）：+37単位/回（※4）

（児童発達支援センター、主として重症心身障がい児を支援する事業所）

- 送迎加算（重症心身障がい児）：37単位/回

（※4）医療的ケア区分による基本報酬算定事業所のみ

なし

令和6年度以降

送迎加算【見直し】

居宅等と事業所等との間の送迎を行った場合に算定  
（児童発達支援センター、主として重症心身障がい児を支援する事業所以外）

- 送迎加算（障がい児）：54単位/回
- 送迎加算（重症心身障がい児）：**+40単位/回**
- 送迎加算（医療的ケアスコア16点以上の場合）：**+80単位/回**
- 送迎加算（医療的ケア児・その他の場合）：**+40単位/回**

（児童発達支援センター、主として重症心身障がい児を支援する事業所）

- 送迎加算（重症心身障がい児）：**40単位/回**
- 送迎加算（医療的ケアスコア16点以上の場合）：**80単位/回**
- 送迎加算（医療的ケア児・その他の場合）：**40単位/回**

入浴支援加算【新設】

医療的ケア児又は 重症心身障がい児に、発達支援とあわせて入浴支援を行った場合に算定

- 入浴支援加算：**児発⇒55単位/日（月8回を限度）**  
**放デイ⇒70単位/日（月8回を限度）**

加算

## ◆障がい児相談支援

令和5年度まで

要医療児者支援体制加算

医療的ケア児等コーディネーター養成研修を修了した相談支援専門員を事業所に配置したうえで、その旨を公表している場合に算定

- 要医療児者支援体制加算：35単位/月

令和6年度以降

要医療児者支援体制加算【見直し】

医療的ケア児等コーディネーター養成研修を修了した相談支援専門員を事業所に配置したうえで、その旨を公表しており、**かつ当該相談支援専門員により、指定医療ケア児者に対して現に指定障がい児相談支援を行った場合に算定**

- 要医療児者支援体制加算（Ⅰ）：**60単位/月**

医療的ケア児等コーディネーター養成研修を修了した相談支援専門員を事業所に配置したうえで、その旨を公表している場合の加算

- 要医療児者支援体制加算（Ⅱ）：**30単位/月**

加算

## ◆保育所等訪問支援

令和5年度まで

ケアニーズ対応加算

なし

令和6年度以降

ケアニーズ対応加算【新設】

訪問支援員特別加算の対象となる職員を配置し、医療的ケア児等に対して支援を行った場合に算定

- ケアニーズ対応加算：**120単位/日**

加算

# 医療的ケア児の成人期への移行にも対応した医療的ケアの体制の充実等(障がい者支援関係)

医療的ケア児の成人期への移行にも対応した医療的ケア体制の充実のため、令和6年度障がい福祉サービス等報酬改定において、医療的ケア関連の加算について、以下のとおり新設・見直された。

## ◆生活介護

### 令和5年度まで

#### 基本報酬

利用定員及び障がい支援区分に応じて単位設定

- 利用定員20人以下：546～1,288単位/日
- 利用定員21人以上40人以下：476～1,147単位/日
- 利用定員41人以上60人以下：453～1,108単位/日
- 利用定員61人以上80人以下：439～1,052単位/日
- 利用定員81人以上：434～1,039単位/日

#### 常勤看護職員等配置加算

看護職員が常勤換算で1人以上配置されている場合に算定  
いずれも利用定員に応じて単位設定

- 常勤看護職員等配置加算（Ⅰ）：6～28単位/日（※5）
  - 常勤看護職員等配置加算（Ⅱ）：12～56単位/日（※6）
  - 常勤看護職員等配置加算（Ⅲ）：18～84単位/日（※7）
- （※5）看護職員を常勤換算で1人以上配置  
（※6）看護職員を常勤換算で2人以上配置し、医療的ケアを必要とする利用者を受け入れた場合  
（※7）看護職員を常勤換算で3人以上配置し、医療的ケアを必要とする利用者を受け入れた場合

#### 人員配置体制加算

手厚い人員配置体制をとっている事業所によるサービスについて加算  
いずれも利用定員に応じて単位設定

- 人員配置体制加算（Ⅰ）：197～265単位/日（※8）
  - 人員配置体制加算（Ⅱ）：125～181単位/日（※9）
  - 人員配置体制加算（Ⅲ）：33～51単位/日（※10）
- （※8）直接処遇職員配置1.7：1以上  
（※9）直接処遇職員配置2：1以上  
（※10）直接処遇職員配置2.5：1以上

### 令和6年度以降

#### 基本報酬【見直し】

利用定員及び障がい支援区分、**所要時間**に応じて単位設定

**重症心身障がい児者対応の多機能事業所について、5人以下、6～10人以下の報酬区分等を創設**

- 利用定員5人以下：283～1,733単位**
- 利用定員6人以上10人以下：274～1,684単位**
- 利用定員11人以上20人以下：218～1,353単位**
- 利用定員21人以上30人以下：185～1,211単位** 等

#### 常勤看護職員等配置加算【見直し】

看護職員が常勤換算で1人以上配置し、医療的ケアを必要とする利用者を受け入れた場合に加算

**利用定員に応じ、所定単位数に常勤換算方法で算定した看護職員の数に乗じて得た単位数を加算**

- 常勤看護職員等配置加算：**6～32単位/日×常勤換算職員数**

#### 人員配置体制加算【見直し】

手厚い人員配置体制をとっている事業所によるサービスについて加算  
いずれも利用定員に応じて単位設定

**医療的ケアが必要な者などに対する複数職員による手厚い体制を評価**

- 人員配置体制加算（Ⅰ）：245～321単位/日（※11）**
  - 人員配置体制加算（Ⅱ）：197～265単位/日（※8）
  - 人員配置体制加算（Ⅲ）：125～181単位/日（※9）
  - 人員配置体制加算（Ⅳ）：33～51単位/日（※10）
- （※10）直接処遇職員配置1.5：1以上**

# 医療的ケア児の成人期への移行にも対応した医療的ケアの体制の充実等(障がい者支援関係)

## ◆生活介護

令和5年度まで

なし

令和6年度以降

喀痰吸引等実施加算 **【新設】**

医療的ケアが必要な者であって喀痰吸引等が必要な者に対して、喀痰吸引等の実施のために必要な知識・技能を修得するための研修を修了した職員が喀痰吸引等を行った場合に加算

● 喀痰吸引等実施加算：**30単位/日**

なし

入浴支援加算 **【新設】**

医療的ケアが必要な者又は重症心身障がい者に対して、入浴に係る支援を提供した場合の加算

● 入浴支援加算：**80単位/日**

加算

## ◆障がい者支援施設

令和5年度まで

夜間介護体制加算

夜勤職員配置体制加算が算定されている場合において、利用者に対してサービスを提供する時間に、生活支援員に代えて看護職員を1以上配置している場合に加算

● 夜間介護体制加算：60単位/日

令和6年度以降

夜間介護体制加算 **【拡充】**

夜勤職員配置体制加算が算定されている場合において、利用者に対してサービスを提供する時間に、**生活支援員に代えて複数の看護職員を配置してサービスの提供を行った場合、所定単位数に加え、35単位数に看護職員1に加えて配置した看護職員数を乗じて得た単位数を加算**

● 夜間介護体制加算：**60単位/日 + (35単位/日 × 1を超えて配置した人数)**

なし

通院支援加算 **【新設】**

通院に係る支援を実施した場合の加算（1月に2回を限度とする）

● 通院支援加算：**17単位/回**

加算

# 医療的ケア児の成人期への移行にも対応した医療的ケアの体制の充実等(障がい者支援関係)

## ◆短期入所

### 令和5年度まで

なし

### 令和6年度以降

福祉型強化短期入所の種類の追加：短期入所 **【新設】**

医療的ケア児者に対して、看護職員を常勤で1人以上配置している指定短期入所事業所において、日中のみの指定短期入所を行った場合に加算

● **福祉型強化特定短期入所サービス費（Ⅰ）（障がい者向け）**  
715～1,107単位/日（※12）

● **福祉型強化特定短期入所サービス費（Ⅱ）（障がい児向け）**  
715～977単位/日（※12）

**（※12）障がい支援区分に応じて算定**

基本報酬

医療的ケア対応支援加算・重度障がい児・障がい者対応支援加算

医療的ケアを必要とする利用者を1名以上受け入れる場合に算定

● 医療的ケア対応支援加算：120単位/日

重度な障がい児者を利用者全体の50%以上受け入れる場合に算定

● 重度障がい児・障がい者対応支援加算：30単位/日

医療的ケア対応支援加算・重度障がい児・障がい者対応支援加算 **【対象拡充】**

福祉型短期入所サービス費を算定している場合において、看護職員を必要とされる数以上配置したうえで、医療的ケア児者に対し支援を行った際に算定

● 医療的ケア対応支援加算：**120単位/日**

福祉型短期入所サービス費を算定している場合において、区分5もしくは区分6または障がい児支援区分3に該当する利用者の数が当該短期入所事業所等の利用者数の50/100を乗じて得た数以上である場合に算定

● 重度障がい児・障がい者対応支援加算：**30単位/日**

加算

なし

医療型短期入所受入前支援加算 **【新設】**

医療型短期入所の利用を希望する医療的ケア児者に対して、利用する前から、事前に自宅へ訪問し、医療的ケアの手技等を確認したうえで、新たに受け入れた場合に算定

● 医療型短期入所受入前支援加算（Ⅰ）：**1,000単位/日（※13）**

● 医療型短期入所受入前支援加算（Ⅱ）：**500単位/日（※14）**

**（※13）利用前日までに自宅等を訪問し、医療的ケアの手技等を確認した場合**

**（※14）利用前日までにテレビ電話装置等を活用し、医療的ケアの手技等を確認した場合**

緊急短期入所受入加算

指定短期入所の緊急利用を受け入れた場合に、当該緊急利用者に対して初日から7日（やむを得ない事情がある場合は14日）を限度に算定

● 緊急短期入所受入加算（Ⅰ）（福祉型）：180単位/日

● 緊急短期入所受入加算（Ⅱ）（医療型）：270単位/日

緊急短期入所受入加算 **【見直し】**

指定短期入所の緊急利用を受け入れた場合に、当該緊急利用者に対して初日から7日（やむを得ない事情がある場合は14日）を限度に算定

● 緊急短期入所受入加算（Ⅰ）（福祉型）：**270単位/日**

● 緊急短期入所受入加算（Ⅱ）（医療型）：**500単位/日**